

## 注意事項

- 一 次の介護保険サービスを受けるときは、必ず事前に、この確認証を事業者に提出してください。
- 二 対象となるサービスは、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護福祉施設サービス、施設予防型入所介護、看護小規模多機能型居宅介護、通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護並びに第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）です。
- 三 この確認証は、都道府県に申し出のあつた事業者のみ有効です。
- 四 前記のサービスを利用した場合、利用者負担額（日常生活に要する費用については食費及び居住費に限る）が、表面に記載されている減額割合により減額されます。
- 五 介護保険の被保険者の資格がなくなつたとき、軽減措置の要件に該当しなくなつたとき、又は確認証の有効期限に至つたときは、遅滞なく、この証を市に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 六 この証の表面の記載事項に変更があつたときは、十四日以内に、この証を添えて、市にその旨を届け出てください。
- 七 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。